

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について【概要版】

R4年10月・パブリックコメント

地球温暖化防止や海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、一層のプラスチック等に係る資源循環の重要性が高まる中、天橋立をはじめとした美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく責務のもと、プラスチックをはじめとする資源が適切に循環する体制を構築し、もって脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を実現するため、最も訴求力のある条例（理念条例）を制定しようとするものです。

条例の目的（第1条）

- ・プラスチック等の資源循環の促進に係る基本的事項を定め、市民、事業者、行政、そして観光客の連携のもと、資源循環の促進に関する施策を総合的、計画的に推進する。
- ・もって、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築し、持続可能なまちづくりを実現する。

国・京都府の動き

《国》

- ・H30.6月
「第4次循環型社会形成推進基本計画」
閣議決定
- ・R元.5月
「プラスチック資源循環戦略」策定（ワンウェイプラスチック製容器包装品の使用削減、レジ袋有料化義務化）
- ・R3.3月
「地球温暖化対策推進法」の一部改正
- ・R3.6月
「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立 → 令和4年4月施行

《京都府》

- ・R3.1月
「京都府プラスチックごみ削減実行計画」策定
- ・R4.3月
「京都府循環型社会形成計画（第3期）」策定

宮津市の現状と課題

《ごみの排出》

ごみ排出量は、ごみ処理の有料化や3Rの推進等により着実に減少し、今後も同様と想定。一方、多くの観光客が来訪するため、一人当たりのごみ排出量は近隣市町より多い。

《ごみの分別・資源化》

市民のごみ分別意識・行動は府内でもトップクラスであるが、分別等のゴミの資源化の取組が不十分な地域がある。

《環境施策》

地球温暖化防止、海洋プラスチックごみ問題など地球環境保全の取組が喫緊の課題となっており、今後市民啓発などを含め市の環境問題への取組を充実強化していく必要がある。

- ・R2.6月「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」宣言
- ・R3.10月「宮津市環境基本計画」策定・「気候非常事態宣言」
- ・R4.8月「ペットボトル水平リサイクルの包括連携協定」

《まとめ》

最も市民に訴求力のある条例の制定という形で、資源循環型社会の形成による持続的な脱炭素社会の構築と海洋プラスチックごみ問題の解決をはじめ自然との共生という目的を達成することが必要。

条例の名称・考え方

《名称》

宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）

理由：「プラスチック製品が二酸化炭素の排出、海洋プラごみ問題など環境負荷の大きな原因となっていること」
「2021年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されたこと」等

愛称：案①『資源をつなぐ「環」の条例』

案②『美しい海を未来に残す条例』

案③『プラゴミゼロのまち条例』

案④『資源循環による持続可能なまちづくり条例』

《考え方》

- 条例は府内初の条例であり制定にあたり京都府及び市民・事業者、関係団体等との丁寧な意見交換などが必要
- 環境先進都市を目指し、市民や事業者等に環境に配慮した行動を求め、市民・事業者・行政等の関係者が一体となって、プラスチック等の資源循環を促進し資源循環型社会を形成していく理念条例とし、努力義務は課すが規制や罰則などの規定は設けない。
- 宮津市のプラスチック等の資源循環や環境等の現状・課題を踏まえた課題解決型の条例とする。
- 事業者や市民に対し協力を求める条例であり、できるだけ平易な表現を心掛け、取組のモチベーションが向上する内容とする。

条例の構成

《前文(概要)》

プラスチック製品等の排出抑制、分別収集や海洋プラスチック問題への対応など循環型社会の形成に向かって、市民、事業者、行政、そして観光客のみなが連携し、取組を進めることによって、脱炭素社会の構築と自然との共生を目指し、持続可能なまちづくりを実現していく。

《総則》

- 目的
- 宮津市の責務
- 事業者の責務
- 市民及び観光客の責務
- 京都府・他市町等との連携
- 基本指針

《具体の対策》

- プラスチック等の資源循環の推進
- 海洋プラスチックごみ対策の推進
- 環境教育・学習の推進
- 資源循環型企业との連携強化
- 体制の整備 ○財政上の措置

基本指針に掲げる具体の事業例

- 市民・事業者・行政（市）の行動指針
- 環境教育・学習
- 情報発信
- 資源ごみの直接資源化・集団回収の促進
- 食品ロス問題への対応
- 食品類のごみ減量化
- リユース事業の推進
- SDG s 観光関連
- 企業との連携
- 海洋プラスチックごみ対策

宮津市廃棄物減量等推進審議会

この条例は、市民、事業者、識見を有する方等 15 名で組織する宮津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」と言います。）で審議いただいています。

今後のスケジュール(令和4年 → 令和5年) <予定>

10月	11月	12月	1月	2月→8月	9月
パブリックコメント	審議会で審議	市議会に条例提案	条例の公布・施行	審議会で審議 (基本指針)	基本指針の 策定・公表

